

グローバル化と弁護士業務
— 日本法の知識・経験を国際的法律業務に役立てる —

アンダーソン・毛利・友常法律事務所：片山 達

<片山>

ただいまご紹介いただきましたアンダーソン・毛利・友常法律事務所の片山と申します。

今日この場を与えていただきましたのは、今、一弁護士として働いていることもありま
すけれども、2008年から2009年まで日本弁護士連合会で国際室長を務めておりました関
係で、こういった場にお呼び頂いているというふうに考えております。

ただいま長嶺局長から国際的に活躍できる人材育成が必要だというお話がありまして、
私共弁護士業界でも、国際的な法律業務のニーズというのがどんどん広がっているとい
うことは実感しておりますけれども、その中で、日本の弁護士の存在感が非常に薄いとい
うことは、私ども実感しております。そのために何ができるのかということ、私も在職中
から課題の一つでございました。なかなか目に見える成果が上がっていないんですけれ
ども、今日は今までの個人的な経験から考えていることをお話させていただきたいと思いま
す。

資料 H の最初のページの下に法曹の国際化を阻むものというふうに書いてございます。
ここで携帯技術の話を書いていますけれども、よく新聞等で日本の技術がガラパゴス化し
ているというようなことが揶揄（やゆ）されております。こういった記事を見ますと、私
は技術者を揶揄する気持ちにはなれなくて、自分たちのやっている法律業務そのものがこ
うなっているのではないかというふうに危惧しております。その原因として、例えば言葉
の問題もあるかもしれませんが、内向きな国民性というのものもあるかもしれません。ただ一
つ間違いなく言えることは、私たちが大学で、あるいは Law School で日本法を勉強して、
その後、弁護士として経験を積んでいるということが必ずしも国際的な法律業務に必要な
知識や経験にはなっていないというところは実感しております。

次のページに行ってくださいまして、こういった問題意識というのは、実は古くからご
ざいまして、この司法界の諸問題、司法改革の諸問題を検討するにあたっての基本文書が
ここに書きました 2001 年の司法制度改革審議会の意見書というのがございました。この意
見書に基づいて、ロースクール制度ですとか、裁判員制度といった改革が進められたわけ
なんですけど、この中には弁護士の国際化としまして二つのことが書いてあります。

一つが日本の弁護士と外国法人弁護士との協働を積極的に推進しろというのがありまし
て、これは 2003 年に外弁法の改正によって、共同事業と雇用の完全自由化というのがなさ
れまして、こちらの方はすぐに実現できたという形になっております。

もう一つございまして、弁護士が国際化時代の法的需要に十分対応するため、専門性の
向上等々、国際化の要請への配慮等によって国際化への対応を抜本的に強化すべきである

と。こういうことが 2001 年から言われておりまして、その後 10 年経ったんですけども、これについてどれだけのことが実現できたのかというのは非常に疑問でございます。

次の、その下を見て頂きますと、これは法曹界だけではなくて、特に政府ですと金融分野では同じようなことが言われておりました。これは 2007 年の一つは内閣府、一つは金融庁の文書ですけども、金融を専門的に取り扱うことができる司法関係者を育成すべきであると。それは我が国が金融資本市場の競争力を強化するために必要であると。こういう指摘が出されております。こういった指摘はよく考えてみますと、私が弁護士になった 20 数年前からもうずっと同じような指摘がなされておりました、当時は、日本には高度なことがわかる弁護士がいないから、日本が遅れているんだっていうことも言われたんですが、逆に考えてみますと、金融資本市場が今強化されている場所と申しますと、一つは米国、一つはイギリス、アジアでは香港とかシンガポールがどんどん今力をつけてきていると。ここは別に弁護士がいたからそこに金融市場ができたというよりは、むしろ社会の要請がそういったことに対応できる弁護士をつくってきたという面もあるような気がいたしまして、必ずしも私たちが悪いというわけではないように思っております。

こういったことは以上のように既に古くから指摘されているのですが、次のページに行ってくださいまして、コンバージェンス（収斂）というところ見て頂きますと、今の金融資本市場の分野では、法律、ルール自体がどんどんグローバル化しているということが言えるかと思えます。これは他の分野でもあるかもしれませんが、この分野では非常にそれが顕著に見ることができます。その一つの理由としましては、資本市場っていうのは、お金の流れの市場でございます、お金の流れは水が高いところから低いところに流れるごとく、国境を選びませんので、そこで適用されるべきルールというのを、おのずから一つのものになるということが言えるかと思えます。その例としまして、国際会計基準、銀行の自己資本規制といったものがあります。こういったものは既に一部ルール化されておりますし、銀行の自己資本規制は銀行法の告示という形で法的に拘束力のあるルールになっております。その後 GFC と書いてあるのが **Global Financial Crisis** なんですけれども、その後の金融規制は、これは G20 といった国際フォーラムが国際的なルール形成の場になっておりまして、そこで非常にラフなプリンシプルが決まりまして、それを各国がどんどん国内法化するというような形で非常にスピーディに物事が進んでおります。日本でも 2009 年の金商法改正による格付規制の導入、2010 年の店頭デリバティブ規制の導入、これは国際的な動きを受けて各国で行っているものです。

こういった分野につきましては、どんどんルールの共通化というのが進んでいるんですけども、新聞報道等をご覧になりますと、こういったところで日本が不利になってはいけないとか、日本の利益を代弁するように政府に頑張れとか、そういうような論調がよく出てくるんですけども、私個人的にはそんなもんかなっていうのは若干疑問に思っております、これは先ほど小森先生のお話で国際秩序形成というお話がございまして、環境法を取り上げておられましたけれども、この分野でも、むしろ日本に有利とか不利とかい

うのもあるかもしれませんが、国際社会にとってどんなルールが良いのかという観点からルールを形成していくと。あるいはそれに日本からも発言していくということが実は求められているのではないかという気もいたしております。

次に、その下のページに日本法に関する情報発信というのがございます。

これは先ほどの司法制度改革審議会の意見書を受けて、どんな動きがあるのかというお話なんですけれども、一つにはここにありますように「日本法の透明化」という研究がなされております。あともう一つ、日本法令の外国語訳データベースというのがございます。これも先ほど高山先生のお話でご紹介いただきましたけれども、これは日弁連も力を入れておりまして、標準対訳辞書というのを作って、その一定のルールに基づいて、日本法令を片っ端から翻訳していくというようなプロジェクトでございます。その専門家会議に弁護士を派遣しておりまして、これは自画自賛になってしまいますけれども、非常にクオリティの高い、必ずしも自然な英語ではないんですけども、標準対訳辞書というのは決めてしまったので、ナチュラルな英語にはなっていないんですけども、信頼できる翻訳にはなっているのではないかと思います。このプロジェクトには、弁護士だけでやっているわけではなくて、名古屋大学の技術支援というのを受けておりまして、また政府から多大な、これは政府が指導して資金をつけてやっていたいているプロジェクトです。これは研究者の先生方にもお役に立っていただけるのではないかと思います。先ほど少年法がまだ出来てないというお話がありましたので、来年度の要望に入れておきたいと思っております。

続きまして次のページご覧いただけますでしょうか。ここからですね、実は法制度というのにも競争があるというお話ですけれども、この『Law Market』という本は、これはたまたまアマゾンで私見つけて読んだっただけなので、本当に良い本かどうかわかりません。これはアメリカの大学の先生方が書いている本で、法制度の競争というのがあるのだそうです。アメリカは連邦制をとっている国ですから、当然、州法間の競争があります。また州法だけではなくて、国と国との間の競争というのものもあるのだということが書いてあります。その一つの例としまして、アメリカの証券取引法というのは、非常に厳格な開示規制を課しておりまして、証券発行者にとっては、アメリカというのは非常にコストが高いと言われております。コストが高いというのは、実際には有価証券を発行するための書類作りのコストですが、その書類作りのコストはだいたい弁護士費用です。したがって、アメリカの弁護士が潤っているのは、こういった理由なのです。それでは何故そんなに高い費用を弁護士に払ってまでしてアメリカで資金調達をするのかというと、これは、逆にアメリカでそういったことをやろうとすると、弁護士がああでもない、こうでもないと色々なケチをつけて、色々なことを開示させられる。その結果、弁護士が厳しいチェックをしているということで投資家の信頼が高まっているということにより、逆にアメリカでそういった開示規制を果たしたんだということが、発行者の評判につながるという理由で、高いコストであっても逆にアメリカに資金調達の市場が集まるという面がございます。これも一つの競争法だと思っております。必ずしも規制を緩和するのがマーケットから喜ばれるとい

うわけではなくて、規制を強化しているけれども、世界の発行者から支持されているという例です。

あともう一つは、これは LLC というものも人為的に作った制度ですけれども、アメリカのワイオミング州というところから試験的に始まったものがどんどん広がって、現在では外国までに広がって、日本も合同会社という形で取り入れております。

次にその下のページをご覧くださいと、先ほど準拠法の競争というのが、実はこれは国をあげてやっているところがあるということです。これは、一つにはイギリスでございまして、これは“England and Wales : The jurisdiction of choice”というパンフレットを作って、色々な国際的な企業とかに売り込んでいるんですけれども、これは Secretary of State for Justice and Law of Chancellor ですから、外務省になるんでしょうか。イギリスの外務省の方がこういったパンフレットを作って売り込んでいるんですが、そこに何が書いてあるかと言いますと、複雑な国際紛争を解決したければ、どうぞイギリスを準拠法にして下さいと。イギリスを裁判管轄にしてくれたら、あるいは仲裁地としてイギリスを選んでくれると、難しい問題を解決してあげますよという売り込みでございまして。私はこれを見て、ああ、イギリスってというのはすごいなと思ったんですけれども、輪をかけてすごいなと思ったのが、次のドイツです。ドイツは、イギリスの The Jurisdiction of Choice というのを見て、ドイツの法務大臣がカチンときたらしくて、直ちに、抗議を申し入れました。つまり、The というのは世界中の中で唯一の jurisdiction という意味合いがありますけれども、これは許せないということで、ドイツの法務大臣がイギリスに抗議を申し入れて、さらに“Law made in Germany – Global, effective, cost efficient”というまたパンフレットを作って、これはですね、ドイツの政府と弁護士会とか交渉人とかいくつかの団体が共通して、共同でパンフレットを作って、やはり配っていると。こういったことがございまして。これはちょっと極端な例かもしれませんが、こういった裁判管轄の獲得競争みたいなことが行われております。

次のページ、クロスボーダーの消費者訴訟というところですが、これはクラス・アクション (class action) と呼ばれているものなのですが、集団的な消費者被害の救済というものは日本ではまだ非常に限られた制度しかありませんけれども、OECD はこういった制度を導入すべきであるというレコメンデーションを出しております。その後国際的には消費者訴訟というのはだんだん整備されていく方向にあるだろうと思うんですけれども、アメリカのクラス・アクション というのは、こんなこと OECD に言われる前からやっているわけなんです。しかもアメリカの裁判官というのは、別に国境を全く気にしていません。つまりアメリカのクラス・アクションの「クラス」には当然のように、その商品を買った外国人も含まれております。従って、今まで日本の消費者がこのクラス・アクションの対象になって、分配金を受け取ったというケースもたくさんございまして。これが社会的に問題になったのが Google Book の和解手続きにおいて、クラスの範囲に日本の著作権が入るということで非常に注目を浴びまして、けしからんということで和解手続きにおい

ではそのクラスの範囲を限定したというふうに聞いております。

しかしここで私はグーグル・ブックについてコメントするというよりは、もともとオプトアウトの形をとっている制度というのは、多分おそらく自分達は正しいことをやっているのであって、国境なんて関係ないんだという、こういう考え方ではないかというふうに思われます。つまり司法のアクティブな作用というのは国境を越えるという面があるのではないかと思います。ちなみにヨーロッパはオプトインの国が多いと聞いておりますけれども、その中でオランダだけがオプトアウトの立法をとっておりまして、オランダはその結果、先ほどの裁判管轄の獲得競争という面で言いますと、オランダにそういった訴訟が集まるという傾向にあるそうです。

最後にこういった世界の動向を踏まえて、我々に一体何ができるのかということをお話しますが、もう一度、司法制度改革審議会の意見書に戻りますと、やはりここに答えが書いてあるのではないかとというのが私の今日のところの結論でございます。

この国際化への対応というところから引用したのですが、この中にイタリックにしているのが、実は私がしたところでございます。原文は全部普通の文で書いてあるのですが、この中でイタリックにしたところ、「世界的動向に受け身で対応するのではなくて、国際社会との価値観の共有を深め…」たり、「自由で公正な社会を法の支配の理念のもとで形成、維持する」といった活動を、我々日本の法曹がすることが、次の段落で言いますと「司法の役割を強化し、その国際的対応力を強めることになる」と。それが最後の段落ですけれども、「社会経済システムの国際的競争力や通用力といった見地からも一層強く求められる」ということございまして、この意見書に答えが書いてあると。ただ、実践するのは非常に難しいですけれども、まさに我々が司法の一員として活動することが日本の国際的な競争力、通用力といった見地からも必要であるというふうに考えております。以上で終わります。